

大東市監告示第4号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成30年12月25日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 酒井一樹

【担当 監査委員事務局】

平成30年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

市民生活部（自治推進室、生活安全課、環境課、人権室）

2. 監査の期間

平成30年9月11日～平成30年11月21日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、市民生活部の各課等が分掌する平成30年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成29年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その財務および一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容か、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

全体として、概ね適正に事務が執行されていた。一部の事務については、初歩的な間違い等がみられたので、決裁時のチェックを強化するよう口頭にて注意を行った。

なお下記の事務事業については是正すべき事項があつたので、次のとおり指摘する。

(1) 浄化槽清掃実施届および浄化槽清掃完了届について 【環境課】

廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条では、浄化槽清掃業許可業者等は、浄化槽の清掃の実施前および実施後にその旨を市長に届け出なければならないと規定されている。その届出内容は規則で定められており、様式第14号に基づく浄化槽清掃実施（完了）届によるものとされている。

平成26年5月の前回の定期監査では、当該届出書の文言において、正しくは「廃棄物の減量および適正処理」と表記すべきところ、「廃棄物の処理および清掃」といった誤った表記になっていたことから、口頭にて是正を求めたところである。

今回その後の状況を確認したところ、規則改正は行われておらず、届出書の表記は依然として誤った文言のままであった。

当時は、内容が形式的な是正事項であったことから、文書ではなく口頭での指摘にとどめていたところである。しかしながら、指摘事項が改められることなく失念・放置されている今日の状況に対しては、監査委員として厳しい認識を持っているところである。

指摘事項については、所要の措置を行う等、市として誠実に対応されたい。

(2) 特殊勤務手当の事務執行について 【環境課】

特殊勤務手当の支給にあたっては、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の第10条で、特殊勤務手当は「特殊勤務命令簿により勤務を命ぜられ、その勤務に服した職員に対して支給する。」と定められ、特殊勤務命令簿の作成が規則によって義務付けられているところである。

しかしながら特殊勤務手当の支給事務を確認したところ、特殊勤務命令簿は作成されておらず、この結果、職員が出勤していない日に特殊勤務手当が誤って支給されている事例がみられた。

これは規則で定められた特殊勤務命令簿の作成を怠った事務の執行方法が招いた結果である。

過大支給となっている特殊勤務手当を早急に精算するとともに、規則に従った基本に忠実な事務の執行方法へと是正されたい。

(3) 生ごみ処理機等の設置に対する補助金の事務執行について 【環境課】

生ごみ処理機等の設置に対する補助金（以下「補助金」という。）の支出事務を確認したところ、市民に対して補助金の交付決定を通知し、その後に支出負担行為書を作成している事例が複数件みられた。

このような行為は、支出負担行為を行うことによって支出内容が適正であることの確認を義務付け、予算の範囲内の支出を担保していくという、予算執行の基本を大きく外れるものとなっている。

会計規則の内容や支出負担行為制度についての理解を課内で徹底するとともに、補助金の支出事務が適正な予算執行となるよう是正されたい。

(4) 収納現金の取扱いについて 【環境課】

飼犬登録等事務手数料の収納現金について、指定金融機関への払い込みの遅れが常態化している事例や、現金出納簿に記載されている現金取扱員と実際に現金を取扱った者が異なっている事例が多数みられた。

また、塵芥処理手数料についても、現金出納簿に記載されている現金取扱員と実際に現金を取扱った者が異なっている事例や、現金出納簿を収納の都度パソコンを使用して作成しているものの、数日分を後日まとめて印刷しているため、出納員（環境課長）による確認はその都度行われていなかった。

当職が指摘している多くの部分は、既に会計室が定期的実施している出納員等の事務検査で会計管理者から指摘されていた内容である。

会計管理者の指摘について真摯な対応を行っているものとは到底考えられず、公金を取扱っている者としての自覚とコンプライアンス意識について大いに不安を感じるところである。

会計規則等を順守した適正な事務が行われるよう、課全体として早急に是正を行われたい。

(5) 人権施策の基本方針と具体化について 【人権室】

人権室が分掌する「人権施策の企画および調整」と「同和施策の企画および調整」について、当該事務に密接に関わりのある「人権行政基本方針」、「人権啓発基本方針」ならびに「同和行政基本方針」の3つの基本方針を確認したところ、各基本方針が現状と乖離し、実態にそぐわないものがでてきているにも関わらず、時代の変化に応じた基本方針の改定等が長年にわたり行われず、放置されたままになっていた。

施策の具体化には、基本的な理念についての共通認識が必要不可欠であり、人権室の存立にかかわるものと考えられるので、各基本方針の改定等に早期に取り組まれない。

また、施策の具体化を進めるためには、的確な実態把握が欠かせず、そこから課題発見があり、具体的施策の中身が導き出されるものである。

人権室においても、男女共同参画に関する意識調査が定期的実施されているように、計画的、効果的な啓発をはじめとする施策が着実に進められるためにも、早急に実態把握に取り組まれない。

(6) 平和施策への取り組みについて 【人権室】

長年にわたる平和施策の一環として、「ヒロシマ記者事業」が取り組まれていることに当職も敬意を表すところである。

今回実施起案を確認したところ、マンネリ化に陥らないために種々工夫をされていることに一定の理解をするものであるが、その行程の中に事業の目的や趣旨に照らし、一部において違和感を感じるものがみられた。

については本来の事業の目的や趣旨に立ち戻り、室内でよく検討を重ねられ、改善に取り組まれない。

(7) 人権室のリーダーシップについて 【人権室】

地域団体等への委託事業の問題については、これまで定期監査や決算審査等のたびに指摘してきたが、検証や見直しの動きが遅く、もどかしさを感じられるところである。

この問題については、人権室をはじめとするそれぞれの所管部局が主体的に取り組むべきことは言うまでもないが、庁内の先導的かつ取りまとめの役割を果たすのが人権室である。

人権室におかれては、自らの役割を十分に認識され、地域団体等への委託事業の検証と見直しについて、喫緊の課題として取り組まれるよう強く求めておきたい。